

令和3年4月15日

保護者の皆様へ

うるま市立与那城幼稚園

与那城小学校

園長・校長 幸喜 徹

(公印省略)

### 本県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある児童への対応について(依頼)

平素より、各校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県においては、令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられることとなり、年度末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数等が増加や、児童生徒等の感染者数等も増加傾向にあります。

つきましては、各御家庭におかれましては、発熱や風邪症状を有する児童については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御理解・御協力の程よろしくお願ひ致します。

#### 記

##### 【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置であります。

1 対象 : 地域の感染レベルが3の学校

2 期間 : 本県の警戒レベル第4段階終了日まで

3 対応方法

(1) 発熱や風邪症状で学校を休む場合や早退した場合は、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いします。

(2) 医療機関受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師の指示を仰ぐようお願いします。

※「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された児童」や「検査を受けなかった児童」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するようお願いします。尚、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。

(3) 未受診の際の再登校について

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることが条件となります。「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。

※72時間の自宅療養中の学習内容につきましては、担任からご連絡致します。



沖縄県警戒レベル

# 本県の警戒レベル第4段階時における児童の出欠について

うるま市立与那城小学校

児童や家族に発熱等の風邪症状ありの場合（お休みをお願いします）

発熱等の風邪症状がある児童の医療機関への受診をお願い致します

受 診

未受診

医師に「登校可能な日」の  
ご確認をお願い致します。  
※診断書等の提出はございません。

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間（3日間）が経過後に登校となります。

発熱した児童	兄弟・姉妹
医師に <u>確認</u> した <u>「登校可能な日」</u> に <u>登校</u> をお願いします	兄弟が <u>受診後</u> に <u>登校可能</u> です

発熱した児童	兄弟・姉妹				
例：月曜日に解熱剤を含む症 状を緩和させる薬剤を使用せ ずに、発熱や風邪症状が消失	兄弟が <u>解熱</u> <u>した翌日</u> から <u>登校可能</u> です				
月	火	水	木	金	
0日	1日	2日	3日	登校	

72時間（3日間）経過

## 【発熱や風邪症状とは】

発熱（平熱より高い体温を目安として下さい）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のこと。※但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除きます。

## 【自宅療養中の学習について】

72時間（3日間）の自宅療養中の学習内容につきましては、担任から各ご家庭へご連絡致します。